

令和7年度 生徒指導の重点について

男鹿市教育委員会 こども未来課

重点事項

1 発達支持的生徒指導や課題未然防止教育等の充実を図る。

- ・生徒指導の実践上の視点に基づいた「分かる喜びや学ぶ楽しさを実感できる子ども主体の授業づくり」や、「安心して学び、過ごすことができる居場所づくり」に努め、魅力ある学校づくりを進める。
- ・目前の問題に対応する「課題解決的な指導」だけでなく、「成長を促す指導」や「予防的な指導」等により、自己指導能力の獲得に向けた積極的な生徒指導の充実に努める。
- ・異学年交流や職場体験、地域の方々との交流など、意図的・計画的に児童生徒の交流の範囲を広げることで、規範意識や他者を思いやる心と態度の育成を図る。

2 校内での指導体制の確立による組織的対応と早期発見、即時対応に努める。

- ・日頃からの児童生徒との人間的な触れ合いや共に歩む姿勢などを通して、児童生徒理解を深めるとともに、信頼関係の構築に努める。
- ・いじめは「どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」という意識で、丁寧な日常の観察や定期的な調査、教育相談等を行うことで、積極的な認知や実態把握に努め、迅速な初期対応をする。
- ・児童生徒の様子についての日常的な情報共有や、「児童生徒を語る会」「生徒指導委員会」等の機会を捉え、教職員の共通理解の下、チームによる組織的な対応をする。
- ・児童生徒個々の悩みや実態に応じた適切な指導や支援を行い、必要に応じ、スクールカウンセラー等の機関も効果的に活用する。

3 家庭、関係機関等との連携を推進し、的確で迅速な対応を図る。

- ・日常的に家庭との信頼関係づくりを心掛け、連携しながら対応する。
- ・問題行動の背景に児童虐待や発達障害、家庭状況等もあり得ることを考慮し、スクールソーシャルワーカーや福祉事務所、児童相談所等関係機関と連携して適切な指導・援助に努める。
- ・スクールカウンセラーや市保健師などを活用して「SOSの出し方講座」等を実施するとともに、相談・支援体制の充実に努める。

※ 全教職員の共通理解の下、具体的な実践がなされるよう秋田県教育委員会が示している（「美の国あきたネット」掲載）リーフレットを有効活用する。



いじめ早期発見、解決に向けたリーフレット



いじめの重大事態への対応リーフレット



生徒指導のための共通実践事項

不登校への対応について

- (1) 児童生徒の社会的な自立を目指し、不登校の時期が休養や自らを見つめ直す機会となるようにするとともに、個々の状況に応じた適切な働きかけや関わりをする。
- (2) 登校していない児童生徒だけでなく、別室等登校や登校しぶりが見られる児童生徒についても、児童生徒及び保護者との連携を密にし、計画的・組織的な教育相談を行う。
- (3) 学校とのつながりを維持するため、また、学習機会を保障するために、オンライン授業の実施等 ICT を積極的に活用する。
- (4) 気軽に相談できる雰囲気醸成を心掛け、教育相談の機会を計画的に設けたり、定期的に家庭訪問を実施したりするなど、児童生徒理解と保護者との信頼関係づくりに努める。

いじめなどの問題行動への対応について

- (1) 各校の「いじめ防止基本方針」について教職員間で共通理解を図るとともに、いじめの事例や具体的な指導上の留意点等について研修を行う。
- (2) 学級活動や道徳科等においていじめに関わる問題を扱ったり、児童生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進したりするなどして、児童生徒がいじめの問題を自分事として考え、議論する場を意図的・計画的に設定する。
- (3) 指導や謝罪でいじめが解決したと即断せず、継続的な観察と指導・援助に努める。
- (4) SNS やインターネットの望ましい利用方法や情報モラルの定着に向けた指導により、SNS 等によるインターネット上のトラブルやいじめの防止に努める。
 - ・関係機関を効果的に活用し、具体的な例を示したり、自身の活用状況と照らし合わせて考えさせたりするなど、児童生徒が身近な問題として主体的に利用方法について考えることができるように指導する。
 - ・学年通信や生徒指導だより、保護者会等を通して情報提供や呼び掛けを行うことで、児童生徒の SNS 等のインターネット利用に関する、家庭でのルールづくりやフィルタリング等の利用について保護者の意識を高める。

男鹿市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を根拠として、「男鹿市いじめ問題対策連絡協議会」、「男鹿市いじめ対策委員会」、「男鹿市いじめ調査委員会」を設置している。

男鹿市いじめ問題対策連絡協議会（年1回）

- ・情報交換や未然に防ぐための方策について協議する。
- ・学校教育関係者、関係行政機関の職員、市職員、その他教育委員会が必要と認める者が委員となる。

男鹿市いじめ対策委員会

- ・学校から重大事態発生の報告を受け、いじめが児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合に、事案に係る調査や再発防止等のための対策について審議する。
- ・教育、心理、福祉、法律等に関する専門的な知識経験を有する者が委員となる。

男鹿市いじめ調査委員会

- ・重大事態への対処等のために再調査が必要であると市長が認める場合に調査を行う。
- ・弁護士、医師、学識経験者、心理または福祉に関する専門的な知識及び経験を有する者、その他市長が必要であると認める者が委員となる。